

■申請から助成金交付までの流れ

泉佐野市飼い犬・飼い猫不妊去勢手術費用助成金の交付申請は、以下の手順で手続きを進めてください。
なお、申請日より交付決定(発送)予定日及び手術の期限が決まっています(「■申請受付期間」参照)ので、手術の予定を確認してから申請してください。

①「助成金交付申請書」を泉佐野市健康推進課(市役所3階)へ提出

- ※申請書は、泉佐野市健康推進課窓口にて配布しています。(ホームページからダウンロードも可)
- ※申請者は、助成対象者である犬又は猫の飼養者が行ってください。
- ※申請は、飼い犬、飼い猫それぞれ1頭(匹)ごとに行ってください。
- ※代理人が、申請者に代わり泉佐野市健康推進課に申請手続きに来られる場合、委任状が必要です。
- ※泉佐野市健康推進課の窓口にて直接申請を行ってください。郵送による受付は行っておりません。
- ※申請手続きの際、飼い犬、飼い猫等の動物の同伴はご遠慮ください。(盲導犬などの補助犬は除きます。)

②泉佐野市から「助成金交付決定通知書」若しくは「助成金不交付決定通知書」を送付

- ※「助成金交付決定通知書」を送付する方には「助成金請求書」を同封します。

③手術を受ける。

- ※「助成金請求書」を持って、「助成金交付決定通知書」に指定された期限内に手術を受けさせてください。
- ※「助成金請求書」の獣医師手術証明欄に記入してもらってください。証明欄に不備のある請求は、受付できませんので、必ず、内容をご確認ください。
- ※助成の対象となる手術については、表面の「■助成内容」を必ず確認してください。

④「助成金請求書」及び「領収証」を泉佐野市健康推進課へ提出

- ※「助成金交付決定通知書」に指定されている期限《手術の完了後、14日以内(期限が泉佐野市の休日を含める条例第2条第1項に規定する市の休日に当たるときは、その翌日を期限とする。》までに提出してください。市の休日とは、次のとおりです。
 - 日曜日及び土曜日
 - 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - 12月29日から翌年の1月3日までの日
- ※請求者の欄は、必ず「交付決定を受けた方」が記入・押印してください。
- ※振込みを希望する金融機関は、「交付決定を受けた方」または「世帯主」名義の口座を記入してください。
ただし、振込みを希望する口座の名義が請求者である「交付決定を受けた方」でなく、「世帯主」名義の場合は、「助成金請求書」下段の委任状欄に記入・押印をしてください。
 - 振込みを希望する口座が請求者と同じ「交付決定を受けた方」名義⇒「委任状」不要
 - 振込みを希望する口座が請求者「交付決定を受けた方」でなく、「世帯主」名義⇒「委任状」が必要
 - 振込みを希望する口座が「交付決定を受けた方」でも「世帯主」でもない⇒請求できません。
- ※交付決定を受けた方以外の方が請求手続きに来られる場合、委任状が必要です。
(請求書提出から概ね1ヶ月後)

⑤審査後、助成金の支給もしくは不支給の決定を通知します。請求時に指定された口座(請求書記載の交付決定を受けた方または世帯主名義の口座)に助成金が振り込まれます。

【問合先】泉佐野市健康推進課 TEL:072-463-1212(代表)内線2360・2312
FAX:072-461-4571